

◎情報セキュリティ委員会

委員長 檀上 光昭

1. 推進体制

情報セキュリティ委員と情報教育センターネットワーク運用部門が協力して実施する。

2. 平成17年度活動計画

2. 1 継続実施事項

- [1] 本校情報セキュリティポリシーの学内公開
 - ・本校ホームページの学内限定情報にて継続的に実施している。
- [2] 情報セキュリティポリシーの全教職員への通知
 - ・電子メールを用いて通知しているほか、学内でウィルス問題が生じたときにもその都度通知している。
- [3] 総務省情報セキュリティサイトの全教職員への通知
 - ・情報セキュリティに関して分かりやすくまとめたサイトに関する情報を通知している。
- [4] ICカードの導入とその説明会の実施
 - ・導入については、すでに終わっている。説明会も以下の2. 2 [1]で示すように新入学に対してのみ実施した。
- [5] 学生に対する情報セキュリティ教育の実施
 - ・ICカード導入後、入学式後の各種説明会と同時に、情報教育センターの協力のもと、ICカードに関する説明と最低限の情報セキュリティ教育を行った。
 - ・平成18年度からは新しく開講される1年生の「情報リテラシー」の科目において、本格的な教育を実施する予定である。
- [6] ウィルス対策のメールによる連絡
 - ・学内全体のウィルスチェックサーバの更新を10月頃実施した。また、ウィルス情報に関して、その都度電子メールで教職員に連絡した。

2. 2 実施予定事項

- [1] 新入生に対する情報セキュリティ教育の実施
 - ・新入生に対して、入学式の後、ICカードに関する説明と最低限の情報セキュリティ教育を行った。
- [2] 全教職員対象の情報セキュリティ説明会の実施
 - ・以下の[4]で示すようにメールでの依頼は定期的に行ったが、全教職員を集めての説明会は実施できなかった。
- [3] 情報セキュリティポリシーの具体的な実施手順の作成
 - ・作成できなかった。
- [4] 自己点検のための教職員へのアンケートの検討と実施
 - ・全教職員が行うべきこととして、
 - (1)最新のOSのアップデートと行うこと。

(2) ウィルス対策ソフトを最新の状態に保ち、定期的にウィルススキャンを行うこと。

の徹底を定期的に呼びかけた。

最低限この2点が守れているかどうかのアンケート調査については実施できなかった。

[5] 個人情報保護法との整合性に留意した、重要性に基づく情報の分類

- ・ 個人情報保護法に関連して、個人情報に関係する電子データは重要分類Iに分類し、取扱いに注意するよう本委員会として徹底をはかることを申し合わせ、教員会等の機会に著作権などとあわせて説明をした。

2. 3 実施予定にはないが実施したもの

[1] 迷惑メールに対する対応

- ・ 最近、迷惑メールが学内宛に多量に届くようになり、国内プロバイダへの連絡を行うとともに、海外プロバイダからの拒否設定を1000件以上設定したが、根本的な解決には至っていない。

[2] 不正コピー防止対策

- ・ 国内の大学で不正コピーの摘発をうけた事例の直後、本校の実態調査と対策を、情報教育センターと協力して行っている。

○ 総括的な評価と課題

情報セキュリティについての、教職員、学生への啓蒙はある程度できたと思われるが、学生のインターネットの不適切な使用について、外部から苦情がくるなど完全に徹底できたとは言い難い。新年度から実施される情報リテラシー教育を通して、徹底を図る必要がある。

また、どの程度周知、実施されているかの実態把握を行う必要がある。